

けいほうはつれい とも がっこう じゅぎょう 警報発令に伴う学校の授業について

1. ここでいう警報には、波浪警報は含まれません。
2. 当日、午後4時以降に警報が発令されている場合、次のようにいたします。
 - ・ 23区及び23区以外の市町村在住者で23区（1区でも）で警報が発令されている場合、
→ 授業は休講とし、班活動も中止といたします。
 - ・ 23区以外の市町村在住者で23区以外の市町村でのみ警報が発令されている場合、（この場合、23区では、警報が解除されている）
→ 無理に登校せず、自宅待機とします。
（欠席は考慮いたします）

きゅうこうとう れんらく どう おこな
休校等の連絡は、Teams やホームページ等で行います。

3. 給食を取っている生徒は、学校で給食を取ることができますが、警報が出た後で給食を取るために、登校することはできません。（安全最優先です。）
なお、この場合、給食を取らなかったとしても、給食費の返金はできません。
4. 不明な点があれば、下記に連絡をしてください。